

## 『最低制限価格』及び『調査基準価格』等の算出について

### 《工事》

#### ◆最低制限価格の算出

- \*設計金額130万円を超え、1億5千万円未満の入札案件に適用。
- \*平成25年4月1日以降開札分より各費目別金額に工事の難易度等を勘案した指数を乗じます。

$$\text{①算出式} = (\text{直接工事費の額} \times 95\%) \times \text{指数} \\ + (\text{共通仮設費の額} \times 90\%) \times \text{指数} \\ + (\text{現場管理費の額} \times 80\%) \times \text{指数} \\ + (\text{一般管理費の額} \times 50\%) \times \text{指数}$$

注1：直接工事費（機器費、設計技術費を含む）

注2：現場管理費（据付間接費を含む）

注3：スクラップ評価額等

設計書の工事費内訳書にスクラップ処分費が記載されている場合は、上記①算出式の合計からスクラップ評価額等を引きます。

$$\boxed{(\text{直接工事費} \times 95\%) \times \text{指数} + (\text{共通仮設費} \times 90\%) \times \text{指数} + (\text{現場管理費} \times 80\%) \times \text{指数} + (\text{一般管理費} \times 50\%) \times \text{指数}} - \text{スクラップ評価額等}$$

$$\text{②適用範囲} = \text{予定価格の} 85\% \sim 90\%$$

#### ◆調査基準価格の算出

- \*設計金額1億5千万円以上の入札案件に適用。
- \*平成25年4月1日以降開札分より各費目別金額に工事の難易度等を勘案した指数を乗じます。
- \*解体工事及びプラント工事において失格基準価格の適用を除外致します。

$$\text{①算出式} = \text{上記の最低制限価格と同様}$$

$$\text{②適用範囲} = \text{予定価格の} 80\% \sim 90\%$$

#### ③失格基準

入札金額が設計金額の各費目別金額に、次の基準率を乗じて得た合計額に満たない場合は「失格」となります。

$$\text{失格基準額} = (\text{直接工事費の額} \times 85\%) \times \text{指数} \\ + (\text{共通仮設費の額} \times 70\%) \times \text{指数} \\ + (\text{現場管理費の額} \times 60\%) \times \text{指数} \\ + (\text{一般管理費の額} \times 30\%) \times \text{指数} \\ - \text{スクラップ評価額等}$$

## 《工事に準ずる委託（コンサル）、業務委託 及び 製造の請負》

### ◆最低制限価格の算出

①適用範囲 = 予定価格の85%~90%

②対 象

- 設計金額が50万円を超える測量等(コンサル全般)の委託
- 設計金額が50万円を超える業務委託（一部を除く）
- 設計金額が80万円を超える製造の請負(消防車両等の艀装車両)

以 上

2013年（平成25年）4月1日

藤沢市財務部契約課長